

役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第 1 条 次の各号に掲げるものは、役員_の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 年令 25 歳未満の者
- (4) 成年被後見人又は被保佐人
- (5) 拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行の終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(役員_の選挙)

第 2 条 役員_のうち理事は、各選挙区につき、その区域に所属する組合員の内から選挙するものとする。

2. 役員_のうち土地改良法（以下「法」という。）第 18 条第 7 項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第 16 条第 3 項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第 2 項又は第 3 項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。
3. 前 2 項の規定による役員_の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員_の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	理事定数	監事定数
第 1 選挙区	川部地区	1 人	3 人
第 2 選挙区	岡本地区	1 人	
第 3 選挙区	円座地区	1 人	
第 4 選挙区	西山崎地区	1 人	
第 5 選挙区	檀紙地区	1 人	
第 6 選挙区	中間地区	1 人	
第 7 選挙区	飯田地区	1 人	
第 8 選挙区	御厩地区	1 人	

4. 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が 2 以上の選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(監事_の選出)

第 3 条 監事_の選出は次の通りとする。

- イ. 第 3 選挙区（円座地区）
- ロ. 第 1 選挙区（川部地区）
- ハ. 第 5 選挙区（檀紙地区）

- 二. 第 7 選挙区 (飯 田 地 区)
 - ホ. 第 6 選挙区 (中 間 地 区)
 - へ. 第 4 選挙区 (西 山 崎 地 区)
 - ト . 第 2 選挙区 (岡 本 地 区)
 - チ. 第 8 選挙区 (御 厩 地 区)
2. 前項の順位により、各選挙区 1 名宛計 3 名の監事を選出する。
 3. 但し、前回の監事に選出されていた選挙区は除外する。
 4. 監事の選挙は、選出選挙区の総代によって推薦された候補者について、全総代の投票による。

(選挙の時期)

第 4 条 役員任期満了による総選挙は、その任期満了の前日 60 日から 10 日迄に、その他の選挙のあつては、これを行なうべき事由が生じた日から 30 日以内に行なわなければならない。

(選挙の通知及び告示)

第 5 条 選挙の期日は、その期日から 5 日間までに書面をもって総代に通知し、且つ、公告するものとする。

2. 前項の通知及び告示には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数 (組合員である役員については被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない役員についてはその数。以下同じ。) 及び選挙区ごとに選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

(選挙の管理等)

第 6 条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2. 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

(選挙管理者)

第 7 条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第 9 条の規定による報告を受けた時は、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票数を計算し、選挙録を作り選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

(投票管理者)

第 8 条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2. 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

(開票管理者)

第 9 条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、これに署名しなければならない。

2. 第 6 条第 2 項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて、記載することができる。

(選挙録その他関係書類の保存)

第 10 条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、

この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各2人を指名するものとする。

2. 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。
3. 役員候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第12条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければ、これを行なうことができない。

(投票)

第13条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に被選挙人理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行なわなければならない。

2. 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。
3. 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数は、理事並びに員外監事及びその他の監事に区分し、それぞれ1人とする。
4. 第5条の規定により告示した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聞いて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第15条 次に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 理事又は監事の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。
但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入した者は、これに限りでない。
- (3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの。
- (4) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの。
- (5) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの。
- (6) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
- (7) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の氏名を記載したもの。
- (8) 当該選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの。

(候補者の立候補等の届出)

第16条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2. 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告があった日から選挙の期日の3日前までの間その旨を書面でこの土地改良区に届なければならない。
3. 役員候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面でもってこの土地改良区に届なければならない。
4. この土地改良区は、役員候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、且つ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
5. 役員候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届なければならない。

6. 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があった時、又は役員候補者が死亡し、若しくは第18条の規定に該当するに至ったことを知った時は、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 その所属する被選挙区でなければ役員に立候補し、又は役員候補者に推薦されることができない。

2. 理事候補者となった者は、同時に監事候補者になることができず、監事候補者になった者は、同時に理事候補者になることができない。
3. 選挙管理者・投票管理者及び開票管理者は、役員候補者となることができない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

第18条 役員候補者が前条第3項の規定により役員候補者となることができない者となったときは、役員候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第19条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。但し、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の投票がなければならない。

2. 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第20条 理事若しくは監事候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなった時は、投票を行なわない。

2. 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員候補者をもって当選人と定めなければならない。
3. 前項の場合において、当該役員候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第21条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動した時は、当選を失う。

(当選の公告)

第22条 当選人が決まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事、又は監事の別を公告しなければならない。

2. 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第19条の例によって、当選人を定めなければならない。

2. 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選確定及び役員に就任)

第24条 選挙管理者は、第22条第2項(前条第2項において、準用する場合を含む)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名、被選挙区名及び理事又は、監事の別を公告しなければならない。

2. 当選人は、前項の公告があった時、役員に就任するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第25条の規定

による当選、第26条の規定による当選及び第28条の規定による選挙並びに法第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の処置)

第25条 法第136条の規定により当選の取消しがあった時は、理事長は、直ちに第19条の例によって、当選人を定めなければならない。

2. 前項の規定により当選人が決まった場合には、第21条から前条の規定を準用する。

(再 選 挙)

第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは、当選取消しの場合(前条の規定により、当選人を定めることができるときを除く)には、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の上補充)

第27条 選挙後1年以内に役員欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第19条の例によって、その者の内から当選人を定めなければならない。

2. 前項の場合には、第21条から第24条までの規定を準用する。

(補 欠 選 挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員が生じたときが役員任期満了前3ヶ月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総 選 挙)

第29条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又はなくなった時は、総選挙を行わなければならない。

附 則

1. この役員選挙規程は、昭和52年12月7日より施行する。

香川県告示第903号

1. この改正役員選挙規程は、昭和56年7月7日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、昭和57年3月31日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、昭和60年10月21日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、平成7年3月13日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、平成13年5月15日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、令和2年8月31日より施行する。

1. この改正役員選挙規程は、令和8年4月20日より施行する。